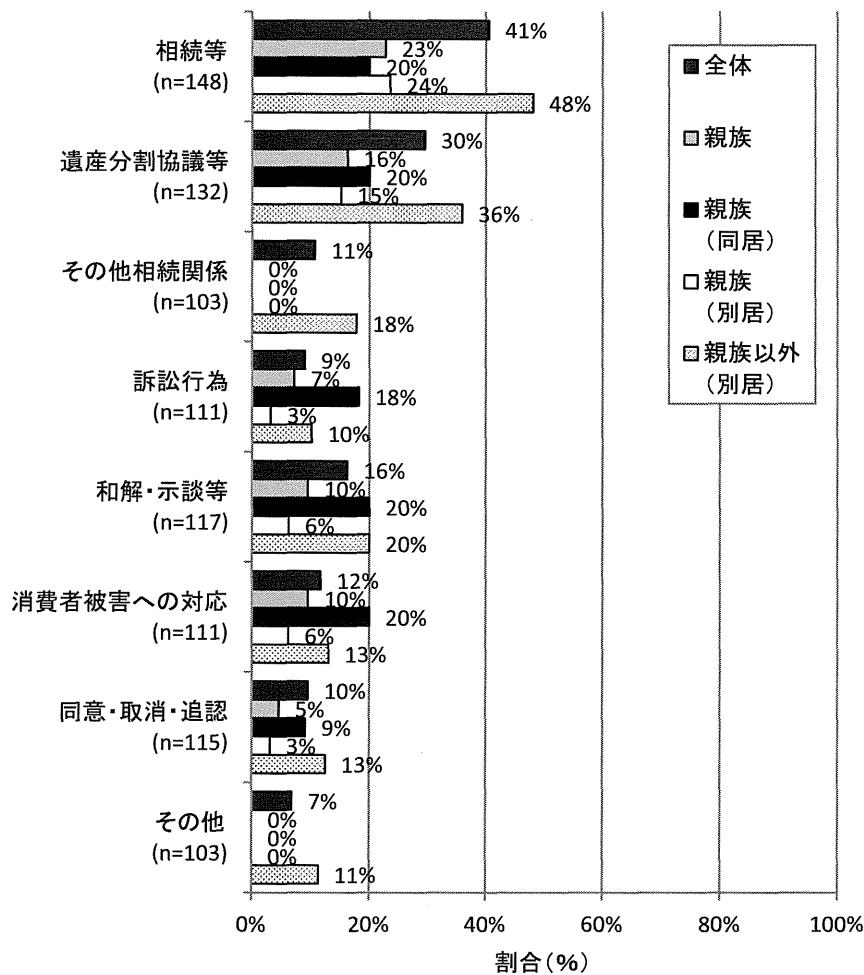


このようなことから、親族後見人（特に同居の場合）は、事実行為としての身上監護活動を日頃から頻繁に行っている。具体的には、親族後見（同居）においては、「本人の介護」（実施率40%）、「本人の家事支援」（同、40%）、「通院・外出等の付き添い」（同、36%）、「豊かな生活の手助け⁷」（同、38%）「医療支援」（同、27%）等の実施率が高く、他方、第三者後見ではあまり実施されていない。親族後見人（特に同居）の多くは、法律行為よりも事実行為としての身上監護、（本人の介護や生活支援、通院の付き添いなど）を日々実施していることが分かる。逆に、本人が病院や施設等に入所している場合は、本人の介護や外出の付き添いなどをその入所先施設等に委ねてしまうことが多いといえる。

4.2.5. 法的対応の実施率

次に、法的対応の実施率について見てみる（図4-9）。

[図4-9] 法的対応の実施率[業態別]



法的対応に関する業務についてみると、「相続等」（実施率41%）、「遺産分割協議等」（同、30%）を除いて、全体として業務の実施は低調であることが分かる。具体的な実施率としては、「和解・示談等」が16%、「消費者被害への対応」、「同意・取消・追認」、「訴訟行為」がいずれも10%

⁷ ここで、「豊かな生活の手助け」とは、必ずしも後見人としての業務とはみなされていないものの、本人の生活の質を向上させることにつながるであろう諸活動（本人を旅行に連れて行く、本人の墓参りに同行する、本人が趣味などを楽しむ環境を整えるなど）のことをいう。

前後となっている。とはいっても、そもそも一般的にいって、親族の死去、ならびにそれにともなう相続・遺贈等の事態が生じる可能性はそれほど高くないことから、これらの業務の実施率が低くなるのは当然のことといえる。

このうち「訴訟行為」については、そもそも訴訟に至るような争いが生じる可能性が高くないことに加え、仮に係争に至った場合においても、後見人がみずから訴訟を行うのではなく、弁護士等の専門職にその対応を委ねるのが一般的である。また「消費者被害への対応」については、本人を消費者被害から守ることを目的の一つとして後見制度を利用するケースは少なくないが、実際には、後見人等が就任した後に、新たに本人が消費者被害に遭うことはむしろ稀である（後見人就任による被害防止効果）。そのため実態としては、後見人等によってなされる消費者被害への対応の多くは、後見開始前に既に発生していた消費者被害の被害回復を目的とした「和解・示談等」となっている。なお、「同意・取消・追認」に関する業務については、代理権（財産管理等の日常的業務において高い頻度で用いられる）と異なり、それらが用いられる機会はごく限られたものとなっている（2.2.3. 参照）。

なお、これらの法的対応業務の多くについて、特に本人と別居の親族後見の場合に、その実施率がかなり低くなっている。この点、本人が施設等に入所しているため、消費者被害などにともなう法的問題が比較的生じづらいことが要因と考えられるが、必要な対応が十分なされていない可能性も考えられる。

4.2.6. その他の後見業務の実施率

次に、その他の後見業務の実施率について見てみる（図4-10）。

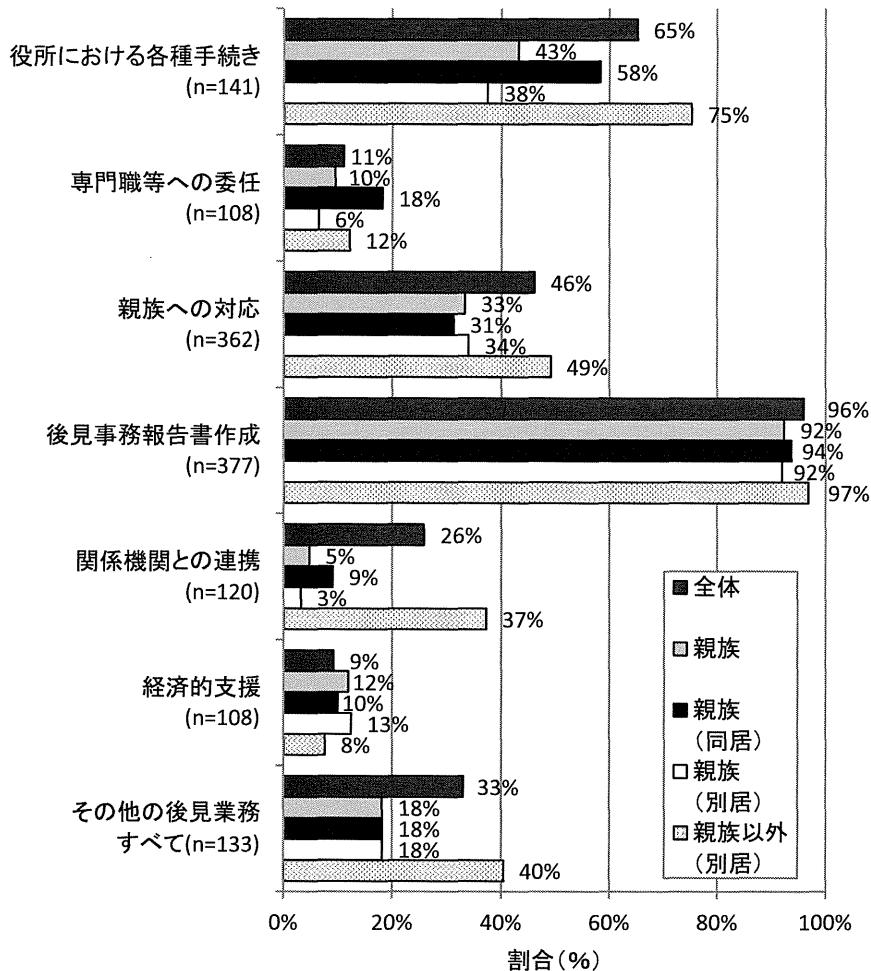
まず、最も実施頻度が高い業務は「後見事務報告書作成」であり、後見人等の責務として法的に義務付けられていることから、当然、ほぼすべての事案で行われている。ただし、後見人等に就任してからまだ一定期間が経過していない場合や、本人の資産が少なく横領等の恐れがほとんどないなどの理由から、いまだ家裁から報告書の提出を求められていない事案もわずかに含まれている。

これに次いで、「役所における各種手続き」が全事案の65%で実施されている。これは、主に本人の生活状況や居住環境の変化に応じて行われる、転入・転出手続や確定申告等の業務である。

また、「親族への対応」については、全体の46%の案件で行われている。第三者後見においては、本人の親族との協議や、本人の近況や業務に関する報告などが、この親族対応として行われているため、親族後見よりも高い実施率（実施率49%）となっている。逆に、自身が本人の親族である親族後見人は、そもそも親族対応を行う必要があまりない。

さらに、「関係機関との連携」についても、第三者後見人は、第三者であるがゆえに親族後見人よりも、本人の支援のために関係機関と連携する必要性が高いことから、比較的高い実施率（37%）となっている。

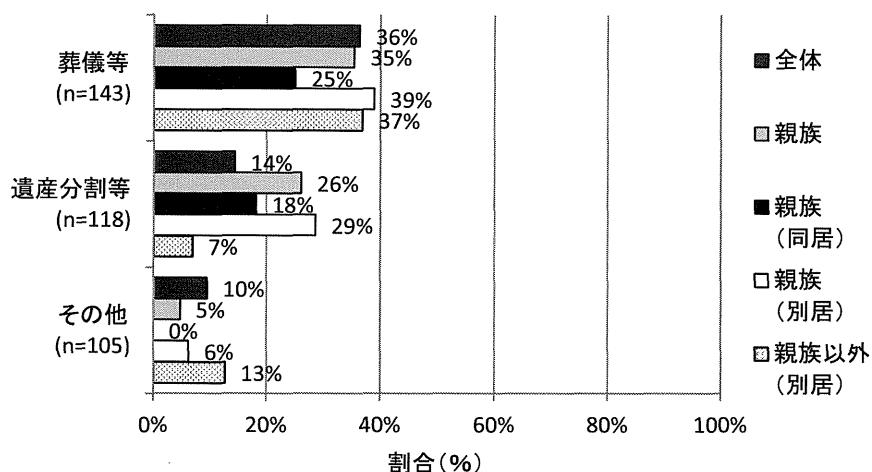
[図4-10] その他の後見業務の実施率[業態別]



4.2.7. 死後事務の実施率

最後に、死後事務の実施率について見てみる（図4-11）。

[図4-11] 死後事務の実施率[業態別]



すると「葬儀等」については、全体の36%、また「遺産分割等」については、全体の14%で実施されていた。

このうち葬儀等については、親族後見人も第三者後見人も同程度に実施しているが、他方、遺産

分割については、第三者後見人は、法律専門職に依頼したり、親族に処理を委ねたりすることが少なくないため、実施率が低くなっている。

4.3. 後見業務の実施回数

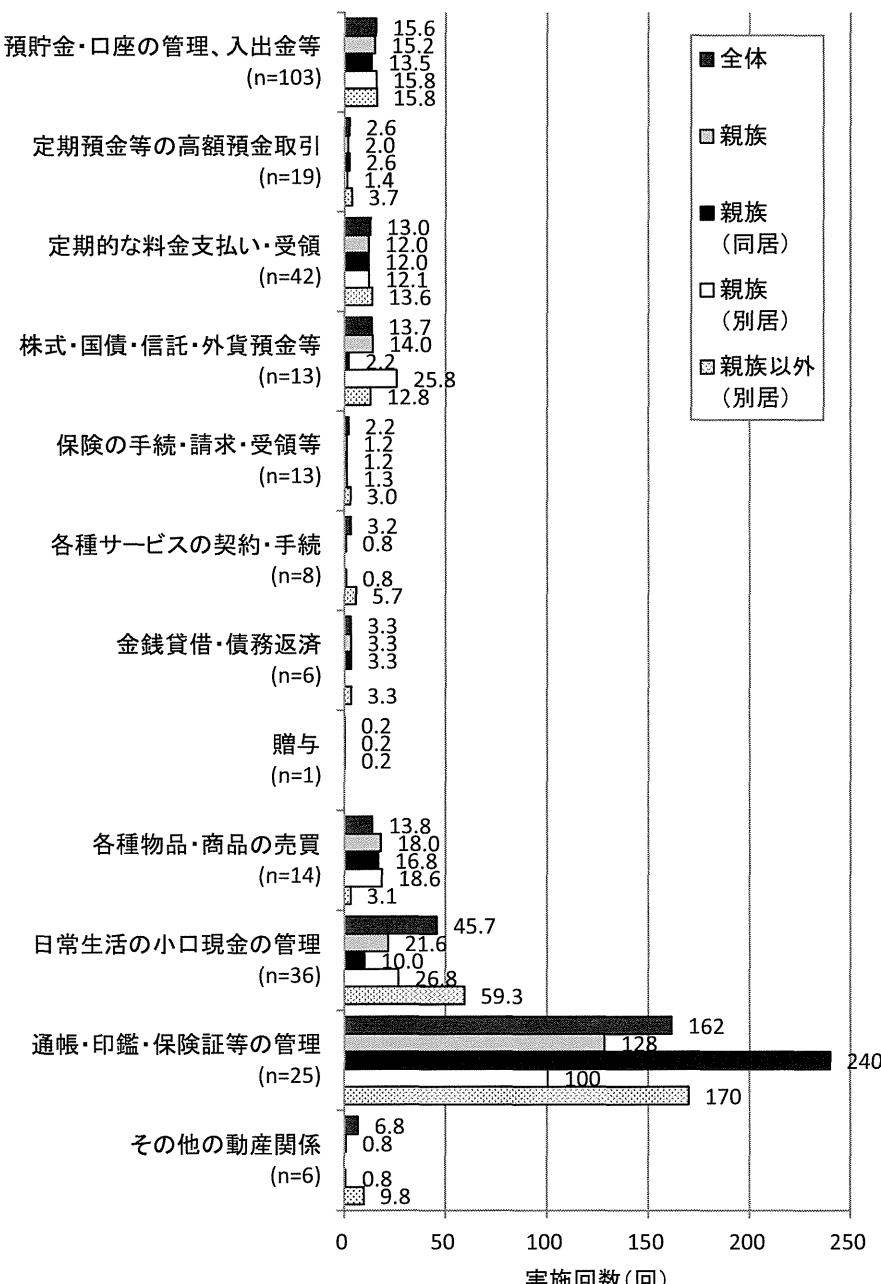
次に、各後見業務の1年あたりの実施回数について詳しく検討する。

なお、ここにおける業務の実施回数は、全後見人の平均実施回数ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均実施回数のことを意味している。

4.3.1. 動産管理の実施回数

まず、後見人等による動産管理の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-12）。

[図4-12] 動産管理の実施回数(1年あたり)[業態別]



動産管理において最も頻繁に行われていたのは「通帳・印鑑・保険証等の管理」で、全体の平均では、およそ2日に1回の頻度で行われていた。特に、本人と同居の親族後見人は、年に240回ほど（3日に2回の割合で）こうした業務を行っている。このように、実際に多くの事案において、後見人等が、本人の印鑑や保険証等を預かって継続的に管理していることが分かる。

これに次いで、日常的な金銭管理である「日常生活の小口現金の管理」が、かなり高い頻度で実施されていた（1年あたり46回）。

また、「預貯金・口座の管理、入出金等」、「定期的な料金支払い・受領」、「株式・国債・信託・外貨預金等」、「各種物品・商品の売買」が、いずれも月1回ほどの頻度で実施されていた。これらはどれも、本人との月1回の面会に合わせて行われたり、1ヶ月毎に実施する必要が生じるものであつたりするため、結果として月1回ほどの頻度で定期的に行われているものと考えられる。

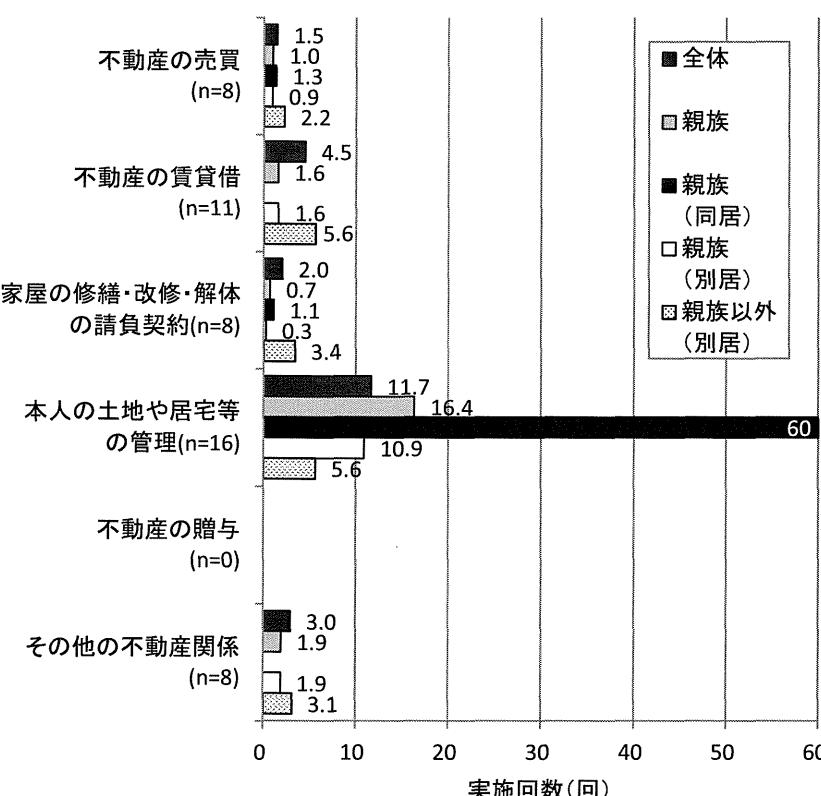
このうち「各種物品・商品の売買」については、親族後見人が1年あたり18回実施しているのに対し、第三者後見人はわずか3回しか実施していなかった。これは、一般に、第三者後見人は本人の買い物を行う機会が少ないとによるものと考えられる。

なお、これら以外の業務については、全般的に実施頻度は非常に少なかった（年数回程度の実施回数）。

4.3.2. 不動産管理の実施回数

次に、後見人等による不動産管理の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-13）。

[図4-13] 不動産管理の実施回数(1年あたり)[業態別]



すると、「本人の土地や居宅等の管理」について、全体の平均で1年あたり12回と、最も多く行われていた。なかでも突出してその頻度が高いのが、本人と同居の親族後見人であり、その回数は年60回（週に1回以上の割合）であった。これは、本人と同じ土地や居宅に後見人自身が居住しているために、その管理を日常的に行うことになるからである。一方で、本人と別居の親族後見および第三者後見の場合は、その回数はいずれも年に5～10回程度であった。

また、その他の不動産管理業務については、いずれも1年あたり5回以下であり、その実施回数は非常に少なかった。

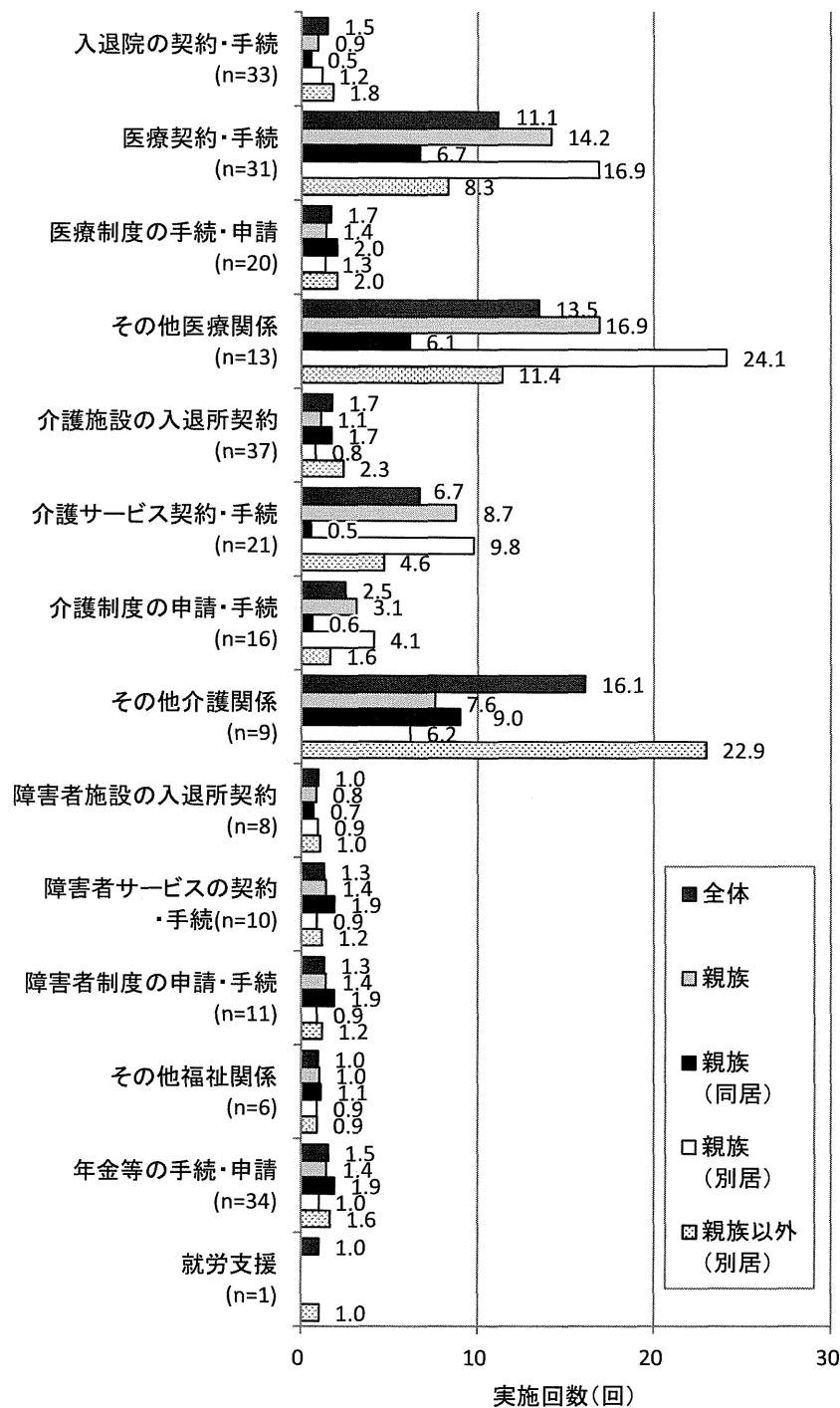
4.3.3. 身上監護（法律行為）の実施回数

次に、身上監護（法律行為）の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-14）。

ここで、年間実施回数の平均が多いのは、順番に「その他介護関係」（年16回）、「その他医療関係」（年14回）、「医療契約・手続」（年11回）、「介護サービス契約・手續」（年7回）となっている。ただし、その頻度は、業態ごとに大きな相違が見られる。

まず、「その他介護関係」については、第三者後見における頻度が最も高く、1年あたり20回以上を数える。また、「その他医療関係」（年平均実施回数24回）や「医療契約・手續」（同、17回）については、本人と別居の親族後見における実施頻度が最も多くなっている。

[図4-14] 身上監護(法律行為)の実施回数(1年あたり)[業態別]



4.3.4. 身上監護（事実行為）の実施回数

次に、身上監護（事実行為）の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-15）。

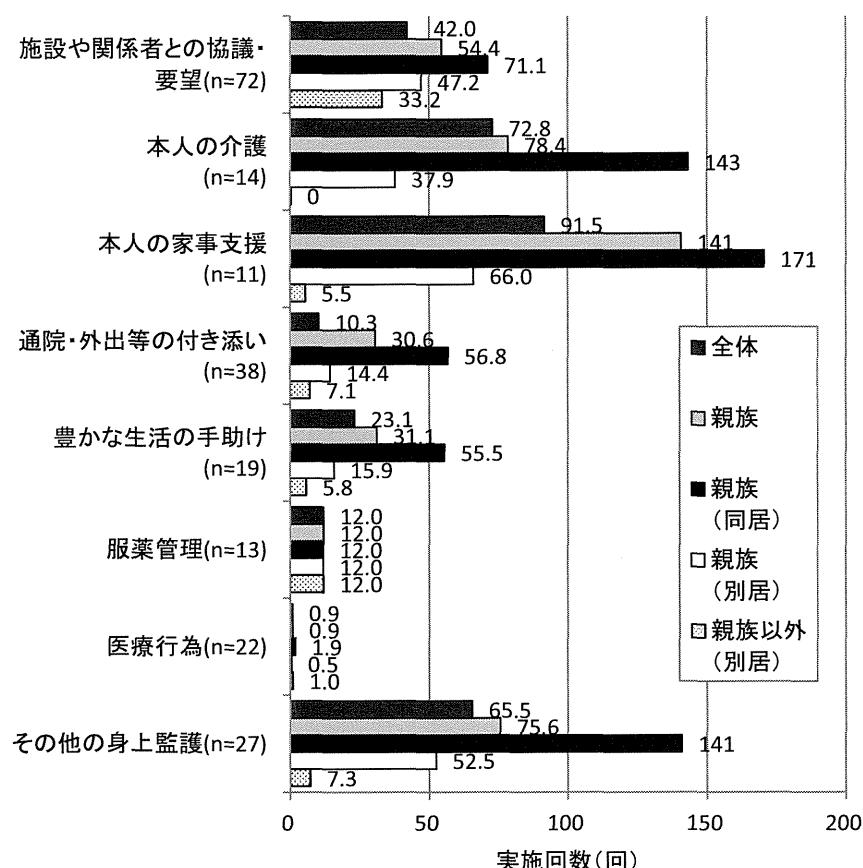
すると、業態によって、その1年あたりの実施回数に大きな差異が生じていることが分かる。まず、同居の親族後見においては、ほとんどの業務について、その1年あたりの実施回数が最も多くなっている。なかでも、「本人の家事支援」は年170回ほど行われており（ほぼ2日に1回の頻度）、「本人の介護」と「その他の身上監護」についても、年140回ほど実施されていた。また、「施設や関

係者との協議・要望」(年 71 回)、「通院・外出等の付き添い」(年 57 回)、「豊かな生活の手助け」(年 56 回)についても、他の業態よりも非常に多く実施されていた。

なお、第三者後見においては、いずれの業務についてもその実施頻度は親族後見に比べて少なく、最も回数の多い「施設や関係者との協議・要望」でも、1 年あたり 33 回であった。その他の業務については、0 回～ 10 回程度にすぎなかつた。

また、「医療行為」については、いずれの業態においても、ほとんど行われていなかつた。

[図4-15] 身上監護(事実行為)の実施回数(1年当たり)[業態別]



以上より、事実行為としての身上監護は、特に本人と同居の親族後見においてかなり頻繁に行われているのに対して、第三者後見では、特に「家事」や「介護」についてはほとんど行われておらず、業態によって大きな差異が生じていることが分かつた。また、この「家事」や「介護」については、全体的にその実施率よりも実施回数の多さが目立つた。そして親族後見においても、これらの業務をほとんど行わない場合と、かなり頻繁に行う場合と、2 極化していることが明らかになつた。

4.3.5. 法的対応の実施回数

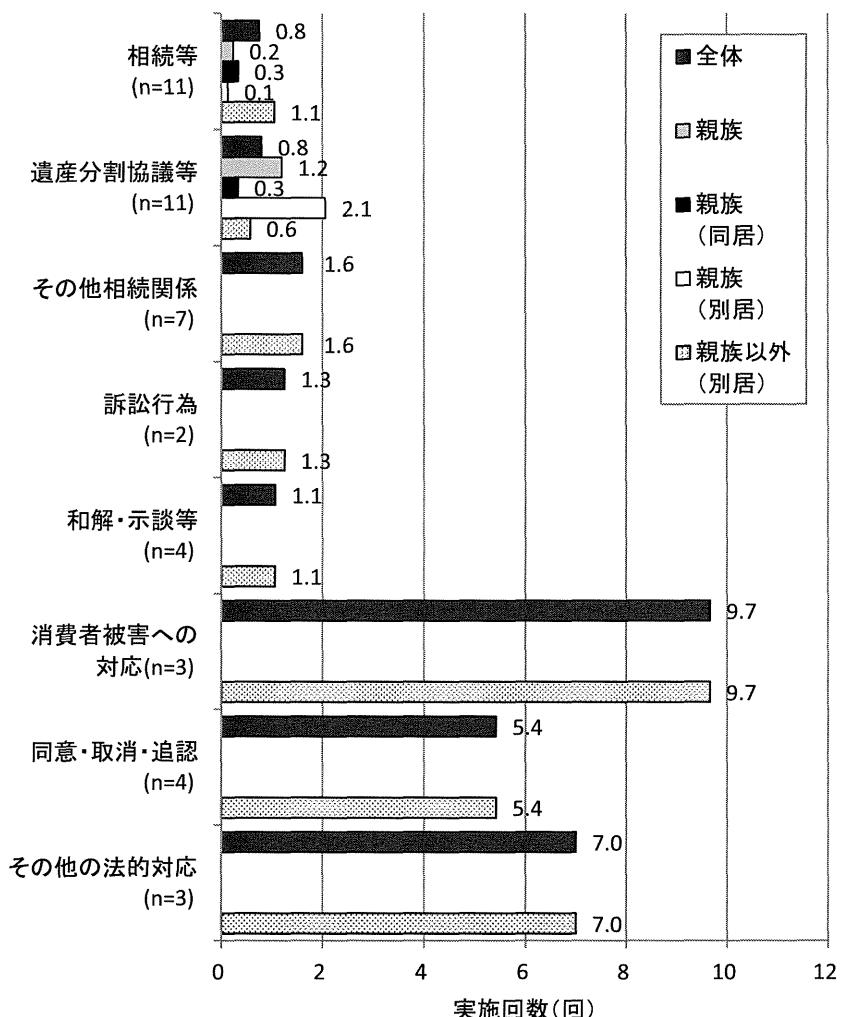
次に、後見人等による法的対応の 1 年あたりの実施回数について見てみる (図 4-16)。

この法的対応の業務は、全般的に実施率が非常に低い (それゆえサンプル数が非常に少ない)ため、やや極端な傾向があらわれているが、それでも、業態別に明確な違いが生じていた。

すなわち、法的対応については、「遺産分割協議等」を除いて、親族後見人がこうした業務を行つ

ことはほぼなく、もっぱら第三者後見において実施されているということである。なかでも、「消費者被害への対応」(年10回)、「同意・取消・追認」(年5回)などの業務は比較的多く実施されていた。

[図4-16] 法的対応の実施回数(1年あたり)[業態別]

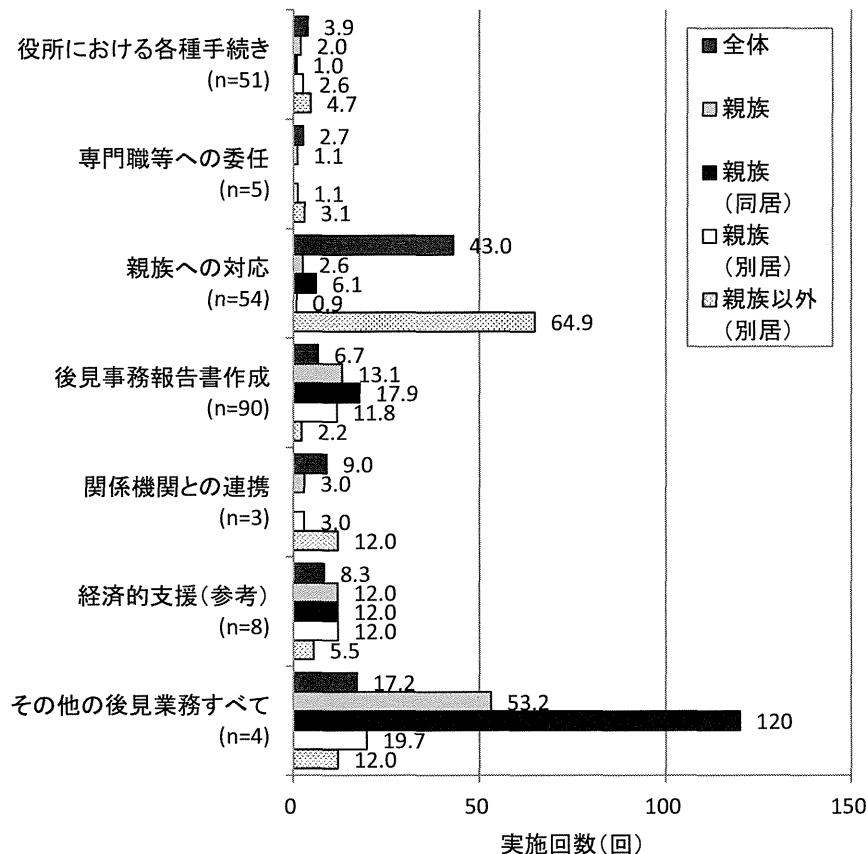


4.3.6. その他の後見業務の実施回数

最後に、その他の後見業務の1年あたりの実施回数について見てみる(図4-17)。

全般的傾向としては、第三者後見において「親族への対応」がかなり頻繁に(年65回)行われている以外は、いずれの業務においてもその実施回数(いずれも年10回未満)は多くはなかった(「その他の後見業務すべて」を除く)。ただし、「後見事務報告書作成」については、基本的には1年に1度、家庭裁判所への提出が義務付けられており(したがって実施率は非常に高い)、定期的に領収書等の整理や書類への記入等を行っている後見人が多いため、平均で1年あたり7回という実施回数となっている。

[図4-17] その他の後見業務の実施回数(1年あたり)[業態別]



4.4. 後見業務の実施時間

続いて、各後見業務の1年あたりの実施時間について詳しく検討する。

なお、ここにおける業務の実施時間とは、全後見人の平均実施時間ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均実施時間のことを意味している。

4.4.1. 動産管理の実施時間

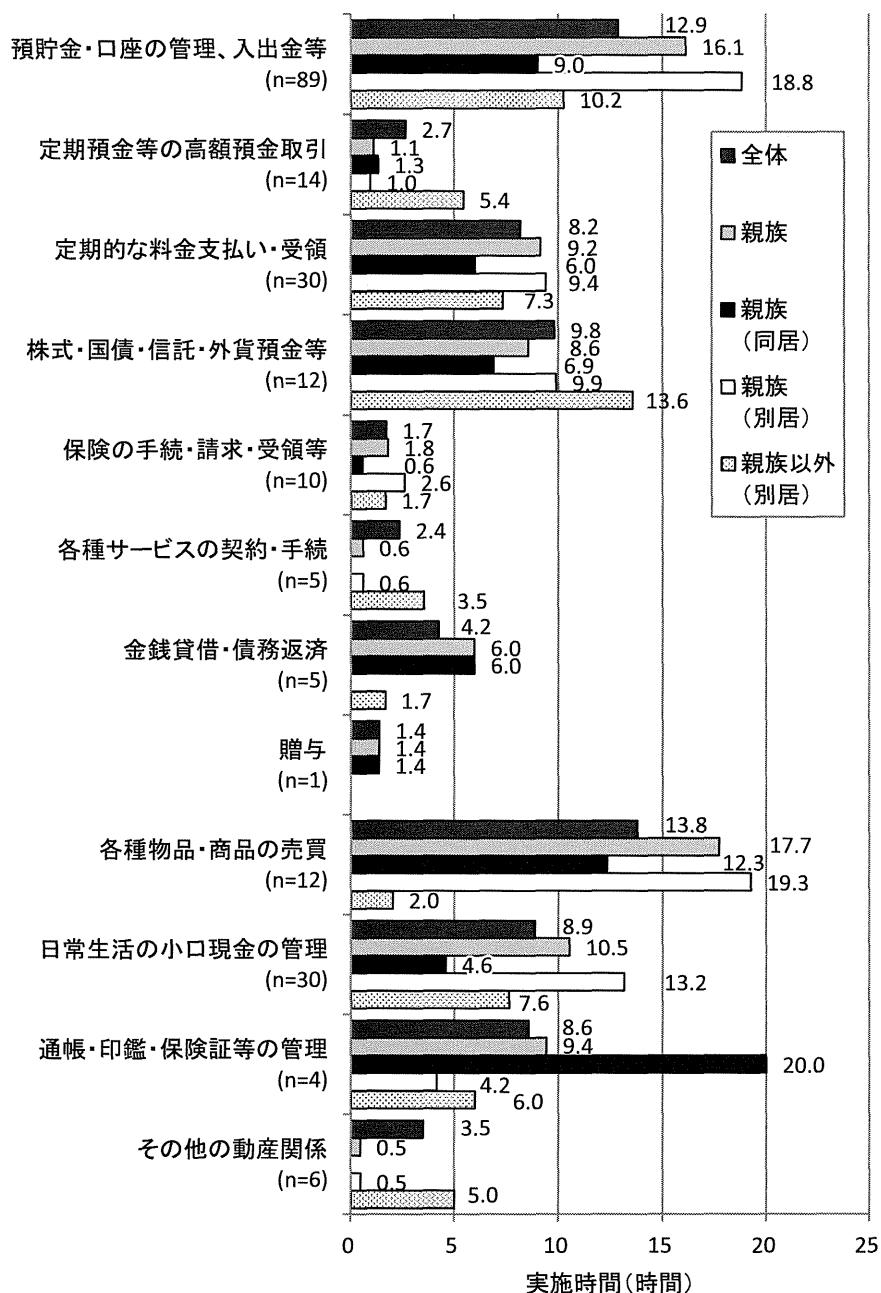
まず、後見人等による動産管理の1年あたりの実施時間について見てみる(図4-18)。

まず全般的な傾向としては、「株式・国債・信託・外貨預金等」、「各種物品・商品の売買」、「預貯金・口座の管理、入手金等」、「定期的な料金支払い・受領」が、1年あたり10時間前後実施されており、比較的長い時間が費やされているといえる。

他方、「定期預金等の高額預金取引」、「保険の手続・請求・受領等」、「各種サービスの契約・手續」、「贈与」の業務の実施時間はいずれも年平均3時間以下であり、比較的短かった。

なお、「通帳・印鑑・保険証等の管理」については、1年あたりの実施回数(年平均160回)は突出して多かったが、実施時間(年9時間)はそれほど多くなかった。

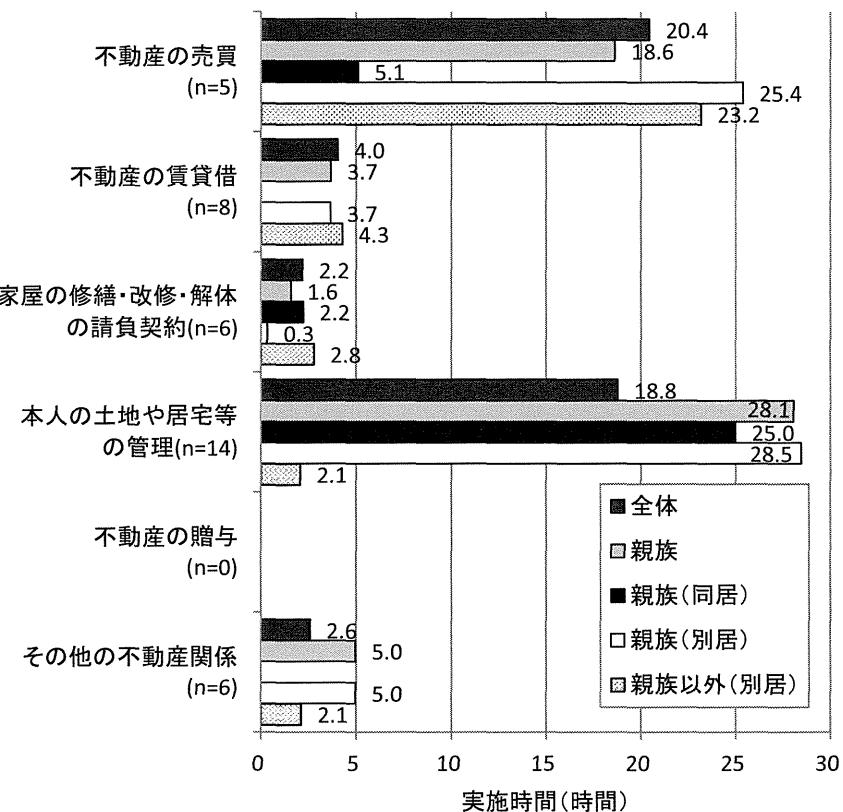
[図4-18] 動産管理の実施時間(1年あたり)[業態別]



4.4.2. 不動産管理の実施時間

次に、後見人等による不動産管理の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-19）。

[図4-19] 不動産管理の実施時間(1年あたり)[業態別]



すると、「本人の土地や居宅等の管理」（平均年19時間）、「不動産の売買」（年20時間）の実施時間が突出して長くなっている。前者については、主に親族後見において、日常的に管理が行われている（実施率が高い）ため、1年あたりの実施時間も長くなっているのに対し、後者については、多額の資産を扱うため、1回あたりの実施時間が長くなっているものと思われる。

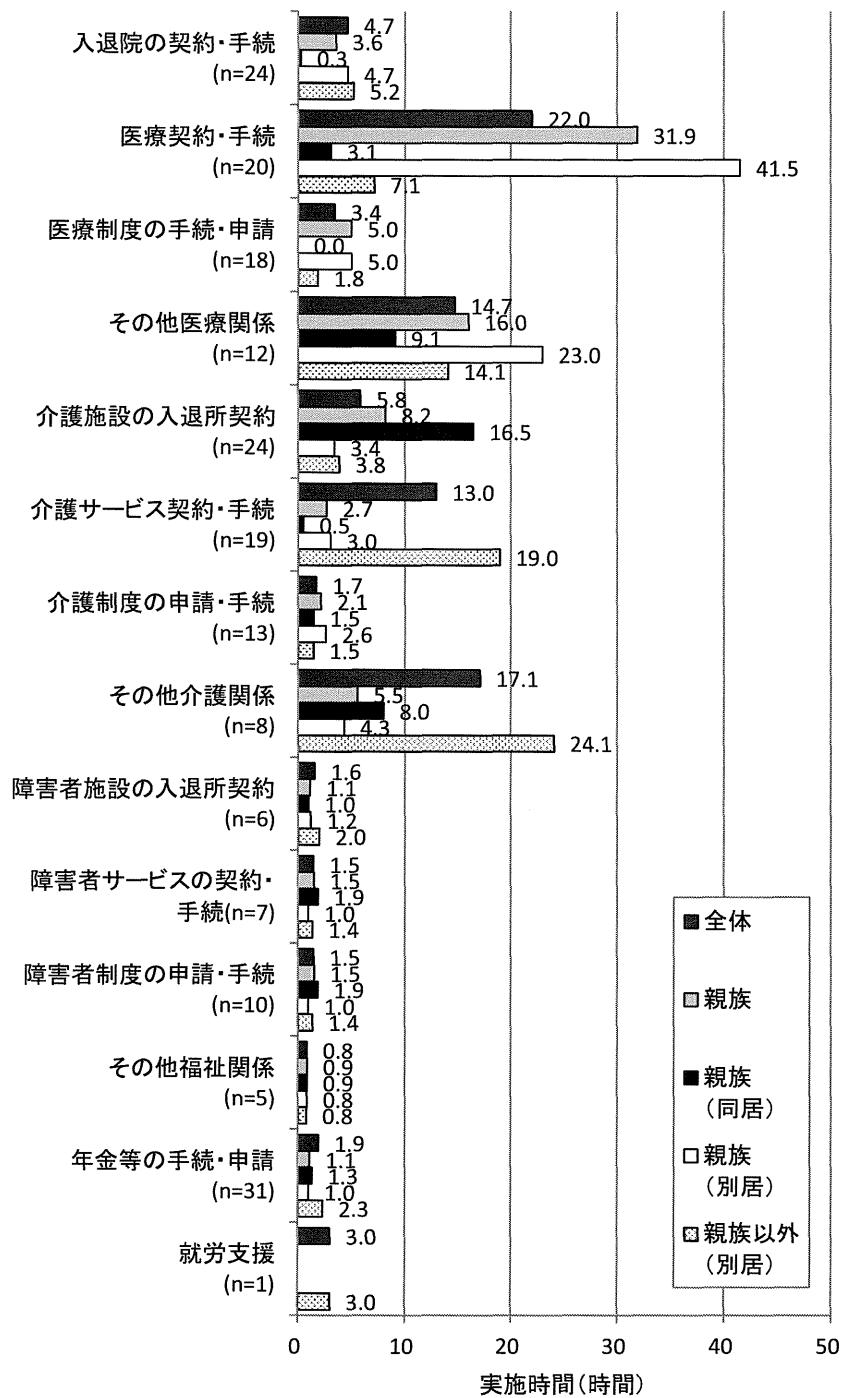
その他の「不動産の賃貸借」（年4時間）や「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」（年2時間）については、年間の実施時間は相対的に短かった。

4.4.3. 身上監護（法律行為）の実施時間

次に、身上監護（法律行為）の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-20）。

まず全般的傾向として、医療と介護に関する法律行為（特に医療・介護サービスの利用契約等）についてはかなりの程度の時間が費やされている一方で、制度的な手続・申請、障がい者関連の業務、年金や就労支援に関する業務については、いずれの業態についてもその1年あたりの実施時間はわずかであった（年3時間未満）。

[図4-20] 身上監護(法律行為)の実施時間(1年あたり)[業態別]



またこの身上監護（法律行為）の業務については、業態間で大きなばらつきが見られた。

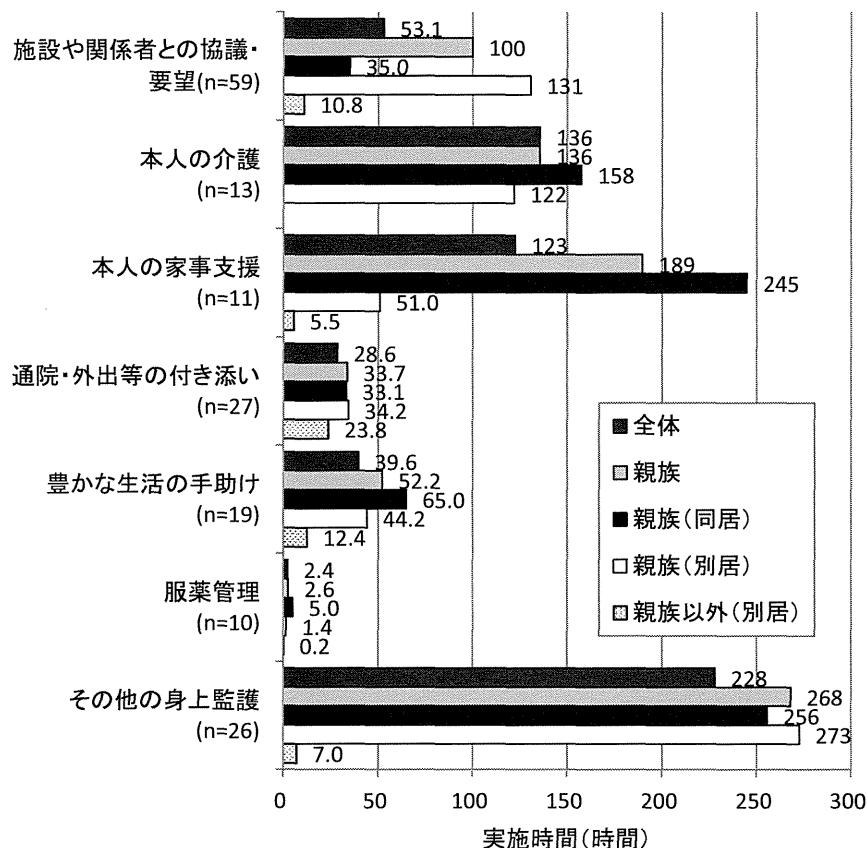
まず、「医療契約・手続」（年 42 時間）および「その他医療関係」（年 23 時間）の業務については、本人と別居の親族後見における 1 年あたりの実施時間が相対的に長くなっている。また、「介護サービス契約・手続」と「その他介護関係」については、第三者後見における実施時間が、それぞれ年 20 時間前後と、他より長くなっている。

これらより、同じ法律行為としての身上監護業務であっても、後見人等の業態の違いによって、1 年あたりの実施時間は大きく異なることが分かる。このことは、業態の違いだけではなく、さらに別の要素、例えば、本人が病院・施設等に入所しているか、あるいは在宅であるかなどの違いを反映していると考えられる。

4.4.4. 身上監護（事実行為）の実施時間

次に、身上監護（事実行為）の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-21）

[図4-21] 身上監護(事実行為)の実施時間(1年あたり)[業態別]



まず全体的な傾向としては、この業務の1年あたりの実施回数と似ている。すなわち、親族後見人が事実行為としての身上監護に長い時間を使っているのに対して、第三者後見人はこれらの活動にほとんど時間を使っていない。

またこの身上監護（事実行為）は、これ以外の諸業務と比べて、その実施時間が相対的に非常に長いことが特徴的である。なかでも実施時間の長い業務として、「その他の身上監護」（年約230時間）、「本人の介護」（年約140時間）、「本人の家事支援」（年約120時間）などが挙げられる。

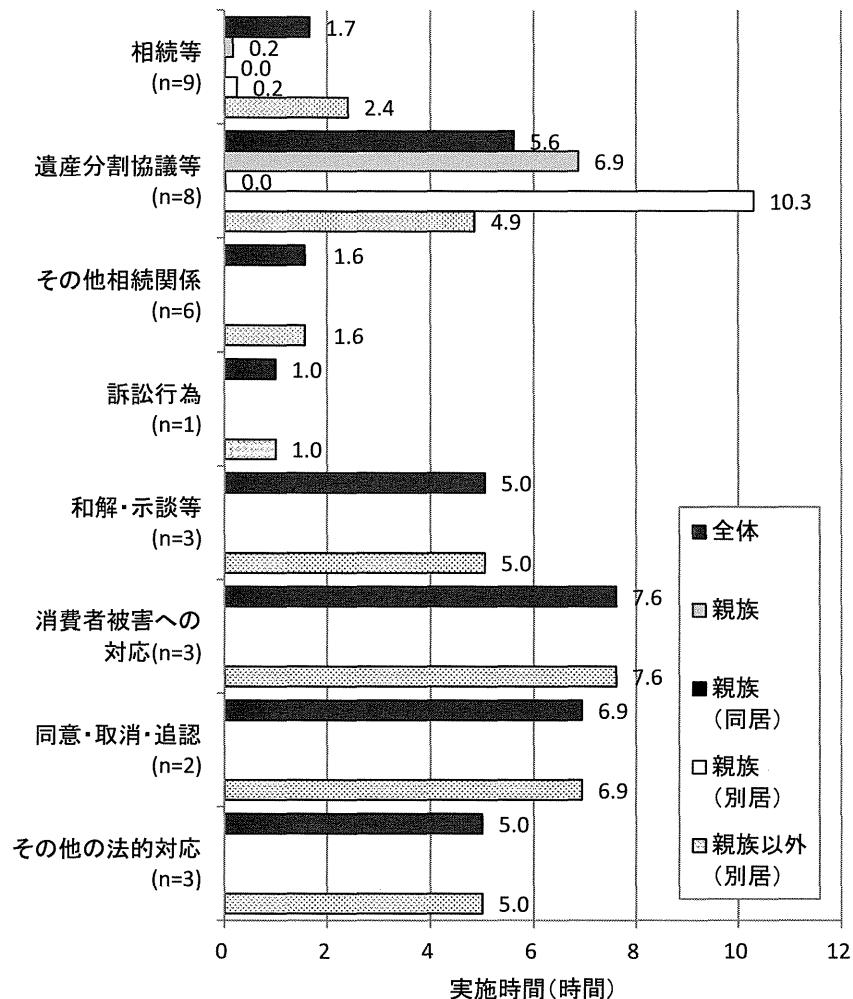
これらの業務と比べると、「通院・外出等の付き添い」（年約29時間）や「豊かな生活の手助け」（年約40時間）などは、その実施時間が相対的に短くなっている（それでも他の諸業務と比べると十分長い）。

4.4.5. 法的対応の実施時間

次に、後見人等による法的対応の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-22）。

まず全体的な特徴としては、この業務の実施回数における特徴とほぼ同じである。すなわち、親族後見人は、「遺産分割協議等」以外の法的対応業務にはほとんど時間を使っておらず（そもそもこれらの業務をほとんど実施していない）、これらの業務（特に「消費者被害への対応」や「同意・取消・追認」など）に時間を費やしているのは、もっぱら第三者後見人である、ということである。

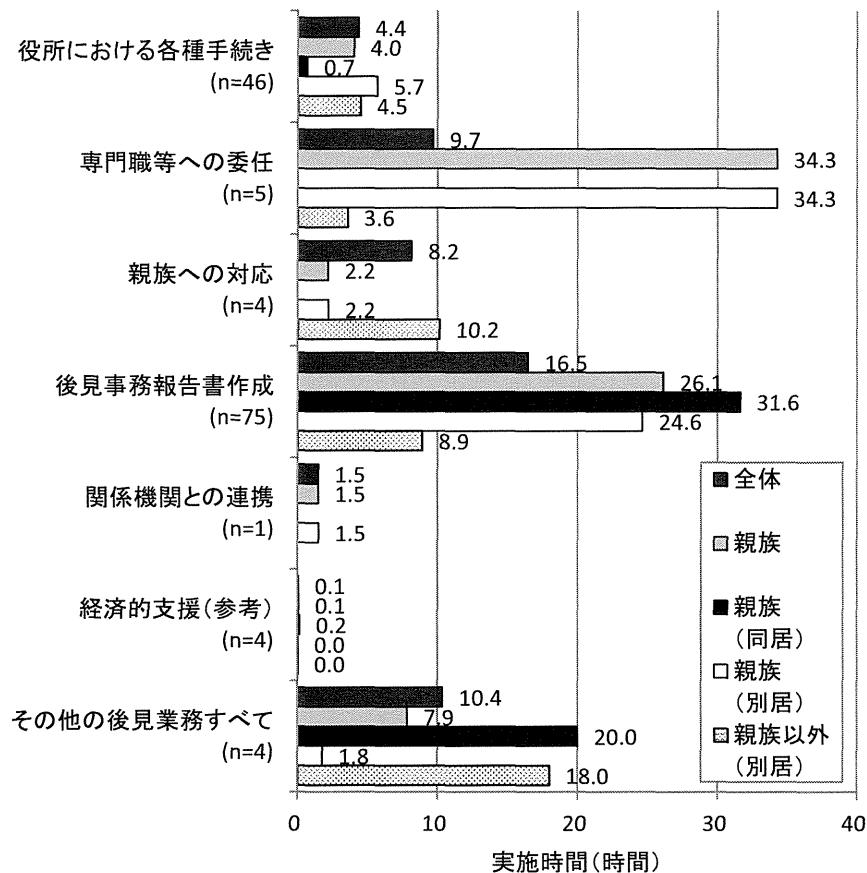
[図4-22] 法的対応の実施時間(1年あたり)[業態別]



4.4.6. その他の後見業務の実施時間

次に、その他の後見業務の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-23）。

[図4-23] その他の後見業務の実施時間(1年あたり)[業態別]



まず後見人は、毎年提出する必要がある「後見事務報告書作成」に、かなりの時間を費やしている（年17時間）という点が注目される。特に親族後見人は、この業務に、第三者後見人（年9時間）よりもかなり多くの時間（約3倍）を割いている。

この他にも、後見人は「親族への対応」（年8時間）や「専門職等への委任」（年10時間）などにかなりの時間を使っていることが分かる。

4.5. 後見業務の取扱金額

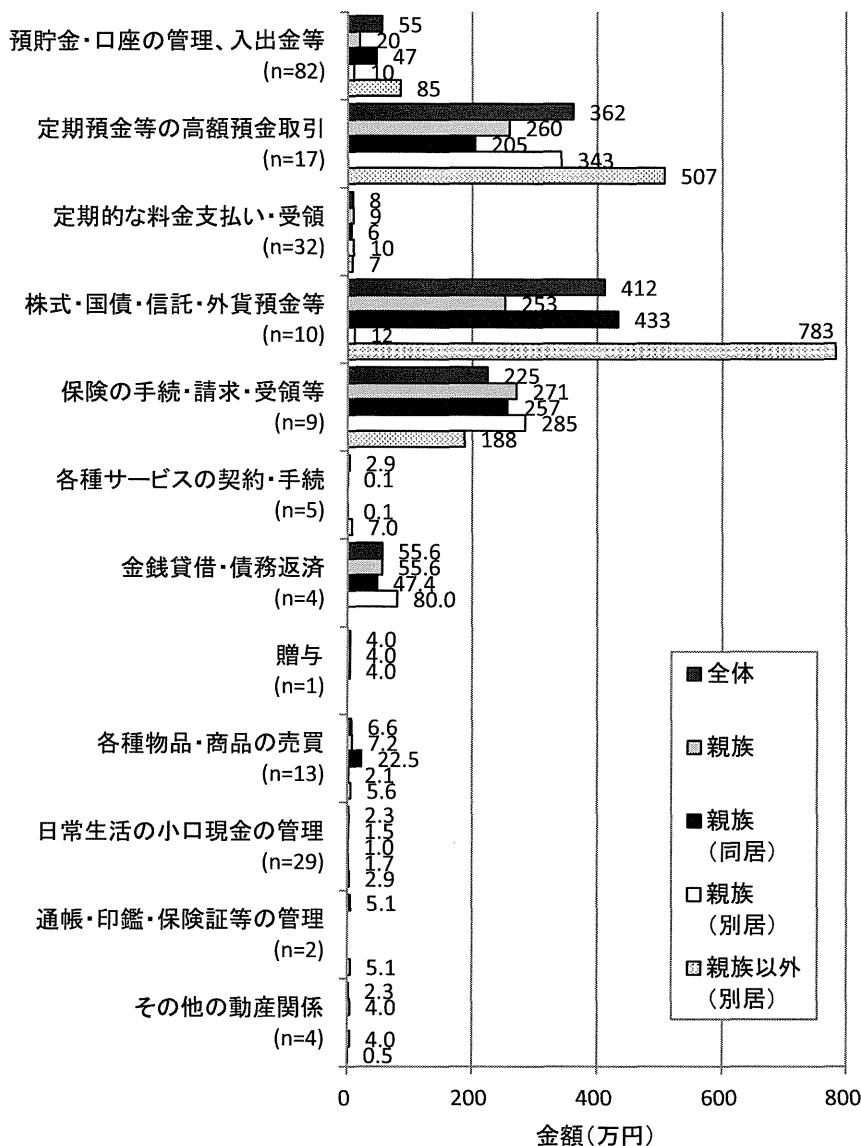
次に、各後見業務の1回あたりの取扱金額について詳しく検討する。

ここにおける業務の取扱金額は、全後見人の平均取扱金額ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均取扱金額のことを意味している。

4.5.1. 動産管理の取扱金額

まず、後見人等による動産管理の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-24）。

[図4-24] 動産管理の取扱金額(1回あたり)[業態別]



全体的な傾向として、特定のいくつかの業務についての取扱金額が非常に高額になっている。また一般的に、第三者後見人の方が業務1回あたりの取扱金額が多くなる傾向にある。

まず最も高額な取扱金額になっている業務が「株式・国債・信託・外貨預金等」であり、全後見

人の平均で1回あたり約410万円となっている。次いで、「定期預金等の高額預金取引」が1回あたり平均で約360万円となっており、さらに「保険の手続・請求・受領等」が同約230万円となっている。

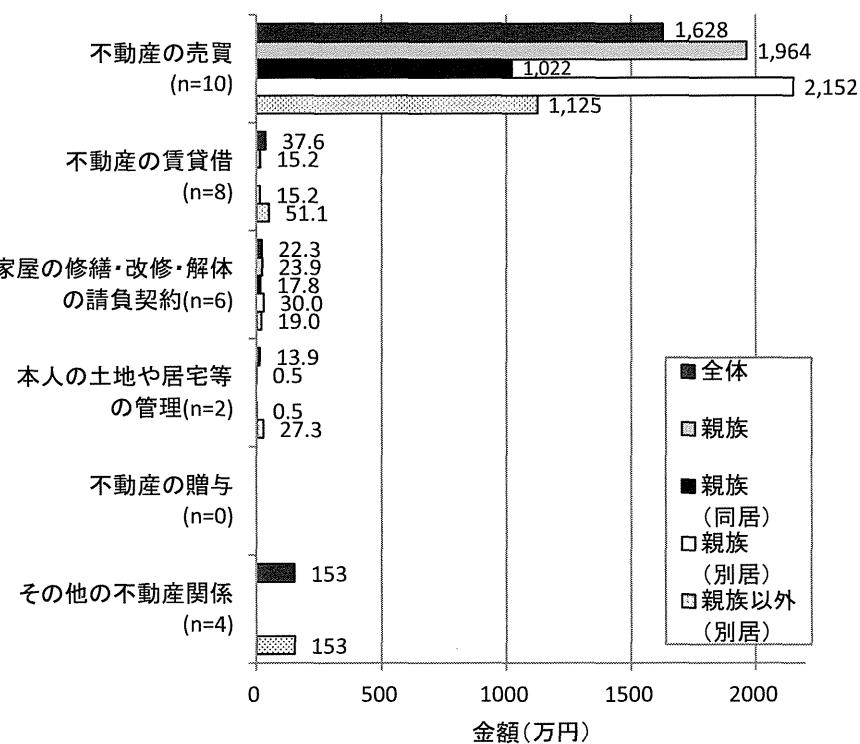
株式や国債等の積極的な投資活動については、本人の資産に応じて極端に大きな金額を扱うケースが一部で見られることから、業態別に顕著な差が現れている。他方、定期預金等の高額預金取引や保険の手続等については、いずれの業態においても一定の割合で実施されており、本人の生活状況の維持や施設等への入所費用を工面するために、1回あたり百万円単位の金額が取引されるケースが多いものと考えられる。

また、その他の業務については、「預貯金・口座の管理、入出金等」と「金銭貸借・債務返済」が、平均でいずれも55万円前後となっている他は、いずれの業務も取扱金額は少ない（1回あたり数万円程度）。

4.5.2. 不動産管理の取扱金額

次に、後見人等による不動産管理の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-25）。

[図4-25] 不動産管理の取扱金額(1回あたり)[業態別]



すると、取扱金額が圧倒的に高額なのは「不動産の売買」であり、1回あたりの取扱金額は全後見人平均で約1千6百万円にものぼっていた。

また、その他の業務については、「不動産の賃貸借」が1回あたり平均で38万円、「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」が同22万円などとなっていた。

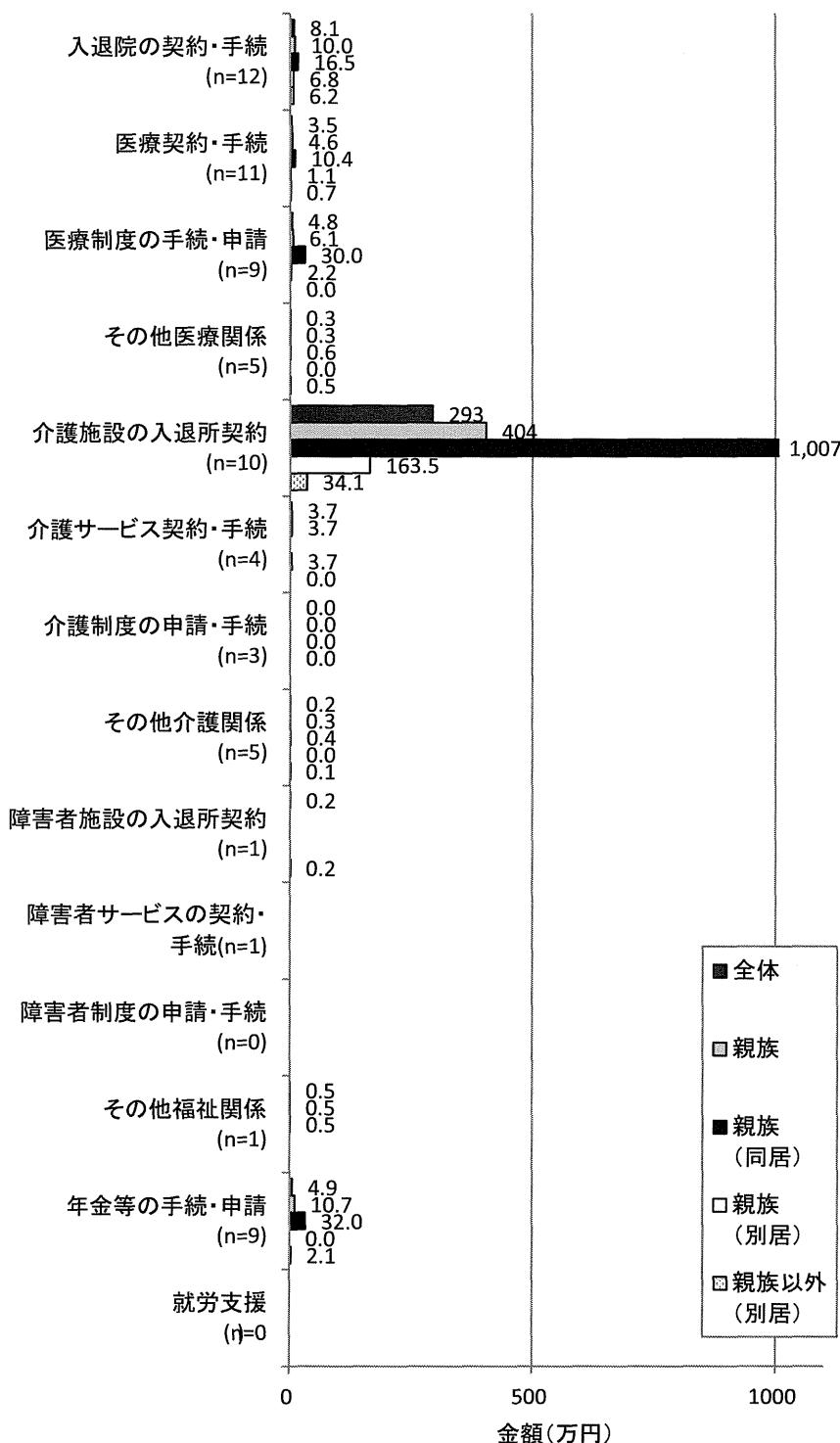
後見開始後、本人が施設等に入所するケースでは、通常、多額の資金が必要となるため、本人の不動産の売却等によってその費用を工面する場合も少なくない。その際、当然のことながら、1回

の売却にともなう取扱金額は非常に高額なものとなる。一方で、本人が自宅に住み続けるための管理（「家屋の修繕等」や「本人の土地や居宅等の管理」）については、10～20万円程度と相対的に低い取扱金額となっている。

4.5.3. 身上監護（法律行為）の取扱金額

次に、身上監護（法律行為）の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-26）。

[図4-26] 身上監護（法律行為）の取扱金額（1回あたり）[業態別]



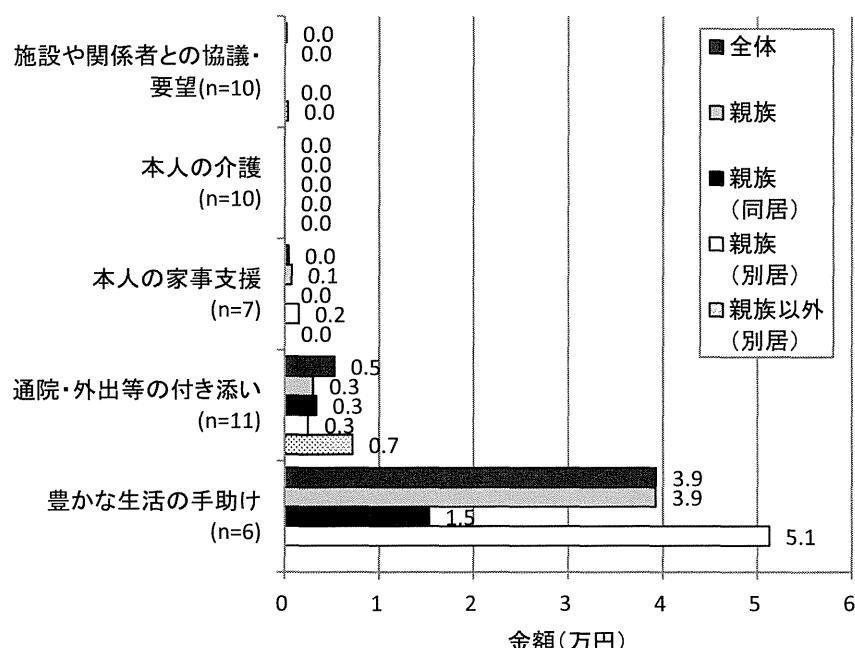
この身上監護（法律行為）において、取扱金額が圧倒的に多いのは「介護施設の入退所契約」であり、1回あたりの取扱金額が平均約290万円となっている。これは、後見開始後に本人が施設等に入所する場合に、入居一時金などの多額の入所費用を支払う必要があるためと考えられる。

他の業務については、「入退院の契約・手続」の1回あたりの取扱金額が約8万円となっているほかは、いずれも数千～数万円程度の金額となっている。これら医療や介護サービスに係る1回あたりの平均的な取扱金額としては、3～4万円程度の金額となっている。

4.5.4. 身上監護（事実行為）の取扱金額

次に、身上監護（事実行為）の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-27）。

[図4-27] 身上監護（事実行為）の取扱金額（1回あたり）[業態別]



まず全般的な特徴としては、ほとんどの業務において、取扱金額がほぼゼロとなっているという点である。「本人の介護」、「本人の家事支援」、「施設や関係者との協議・要望」などの事実行為は、通常、それを行うために多くの時間が費やされるが、他方、お金はほとんど必要とされない。事実行為としての身上監護において必要となるのは、本人の資金力ではなく、むしろその周囲の人々の労働力である、ということが言えよう。

次に、個別の業務を見ると、「豊かな生活の手助け」（趣味、旅行、墓参り等の支援）について、平均で4万円ほど取り扱われている。また、「通院・外出等の付き添い」については、1回あたり平均5千円ほど取り扱われている（これは、おそらく交通費であろう）。